

令和8年

第1回熊本県後期高齢者医療
広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	3
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	4
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 諸般の報告	5
8	日程第 2 議席の指定	5
9	日程第 3 会議録署名議員の指名	5
10	日程第 4 会期の決定	5
11	日程第5から日程第12	6
12	提案理由説明	6
13	質疑・討論・採決	8
14	日程第13 一般質問	10
15	閉会	10

会 議 日 程

令和8年2月6日（金曜日） 午後2時20分開会

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議第 1号 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議第 2号 熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議第 3号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議第 4号 令和7年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議第 5号 令和7年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議第 6号 令和8年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第11 議第 7号 令和8年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 第12 議第 8号 熊本県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定について
- 第13 一般質問

出席議員（32名）

1番	大石	浩文
3番	松岡	隼人
4番	橋本	誠剛
6番	西川	裕文
8番	猿渡	美智子
9番	野口	修一
11番	四海	公貴
12番	園田	浩文
15番	上田	孝
18番	福本	みや子
19番	石原	佳幸
20番	山本	富二夫
21番	布田	悟
22番	高橋	周二
23番	渡邊	誠次
24番	井	雄一郎
25番	牛嶋	津世志
26番	尾崎	幸穂
28番	藤木	正幸
29番	境野	隆文
30番	西村	博則
31番	宮本	修治
32番	飯開	政俊
33番	西尾	正剛
35番	柳迫	好則
37番	石井	淳一
39番	中嶽	弘繼
40番	市岡	智惠
41番	木下	丈二
42番	内山	慶治
44番	加賀山	瑞津子
45番	山崎	秀典

欠席議員（13名）

2番	小野	泰輔
5番	高岡	利治

7番	有働辰喜
10番	桑原千知
13番	勝木幸生
14番	齋藤正昭
16番	松尾純久
17番	立山秀喜
27番	太田吉浩
34番	林田耀宏
36番	森本完一
38番	長谷和人
43番	大岩禎一

○

説明のため出席した者

広域連合長	大西一史
副広域連合長	竹崎一成
事務局長	庄山義樹
事務局次長兼事業課長	早川孝幸
事務局次長兼給付課長	池田良一
事務局次長兼総務課長	緒方英朗

○

議会事務局職員

議会事務局長	小原光博
書記	藤本丈司
書記	藤井隆寛
書記	山口裕里香

○

午後2時20分開会

○

○大石浩文 議長

それでは、予定の時刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は32名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。日程第5ないし日程第12の議案審議については、まず、提案理由について一括して説明を求め、議案に対する質疑はございませんでしたので、直ちに討論・採決に入ることとさせていただきますので、予め御了承ください。

○

日程第1 諸般の報告

○大石浩文 議長

それでは、これより、日程第1、「諸般の報告」を行います。

始めに、熊本県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第84条の規定により、閉会中辞職を許可した議員については、お手元に配布の「辞職許可議員一覧」のとおりであります。

また、任期満了も含め、各選出元の市町村において広域連合議会議員の選挙が執り行われましたので、お手元に配布の「議会議員名簿」をもって報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による「現金出納検査結果報告」がありましたので、お手元に配布し、議会に対する報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

日程第2 議席の指定

○大石浩文 議長

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。

議席は、新たに当選された議員を含め、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○

日程第3 会議録署名議員の指名

○大石浩文 議長

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。

28番、藤木正幸議員、30番、西村博則議員を指名いたします。

○

日程第4 会期の決定

○大石浩文 議長

次に、日程第4、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石浩文 議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○

- 日程第 5 議第 1 号 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第 2 号 熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第 3 号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第 4 号 令和 7 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議第 5 号 令和 7 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 10 議第 6 号 令和 8 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第 11 議第 7 号 令和 8 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 12 議第 8 号 熊本県後期高齢者医療広域連合第 5 次広域計画の策定について

○大石浩文 議長

次に、日程第 5 ないし日程第 12 の議案審議を行います。

議第 1 号ないし議第 8 号を一括して議題といたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由について一括して説明を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○大石浩文 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の西大でございます。

提案理由の説明に先立ち、一言、御挨拶申し上げます。

令和 8 年第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様のご協力により、円滑に運営することができておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、団塊ジュニアが高齢者になり高齢者人口のピークを迎える「2040 年問題」などへの対応として、国においては、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとすべく、

「全世代型社会保障制度の構築」が進められております。

人口減少、少子高齢化に対応しつつ、子ども・現役世代・高齢者のすべてが安心できる持続可能な社会保障制度構築のため、高齢者中心だった給付構造を見直し、現役世代への負担偏重を是正するため、医療保険の自己負担や保険料の見直しなどが進められており、保険料や一部負担金においては、後期高齢者の負担増は避けられないものと存じます。

このような大きな制度の変革期において、本広域連合といたしましては、国の動向を注視しつつ、県や45市町村と連携を図りながら、安定した制度運営に取り組む所存でございますので、議員の皆様には、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

これより、令和7年度補正予算、令和8年度当初予算のほか、条例改正など、8件の案件について御審議いただきます。

その中で、2年ごとに見直す保険料率につきましては、団塊の世代である被保険者数の急増とともに、保険給付費増の要因により、継続的かつ安定的な制度運営のため、引き上げることといたしております。

後期高齢者医療を取り巻く環境が、大変厳しい状況にありますことを御理解いただきますよう、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議第1号から議第8号までの提案理由につきまして、一括して説明させていただきます。

まずは、議第1号、「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」及び議第2号、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」でございますが、こちらは、いずれも、人事院勧告等を踏まえ、一般職及び会計年度任用職員の給与等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議第3号、「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定に基づく、令和8年度・9年度の保険料率につきまして、所得割率及び均等割額を改定するものでございます。

また、令和8年4月1日から施行されます、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の一部改正に伴い、賦課限度額の引き上げを行いますほか、子ども・子育て支援法に係る支援納付金対象費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合が子ども・子育て支援納付金を納付することになったことに伴い、所要の規定を新たに定めるものなど、でございます。

続きまして、議第4号は、「令和7年度一般会計補正予算（第2号）」でございます。

主な内容といたしましては、令和7年度事業の実績見込みによる振込手数料の不用額の減額、人事院勧告の影響による増額などに伴うものとなっております。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ36万3千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、3億5,918万8千円とするものでございます。

続きまして、議第5号は、「令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。

主な内容といたしましては、決算見込みによる補正でございまして、保険料等負担金、後期高齢者医療制度事業費補助金等に伴うものとなっております。既定の歳入歳出予算の

総額から、それぞれ9,330万6千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、3,355億7,855万1千円とするものでございます。このほか、令和7年度中に業務委託を必要とする契約について、債務負担行為を定めるものでございます。

続きまして、議第6号及び議第7号について御説明いたします。本件は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、令和8年度の一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議第6号、「一般会計予算」について御説明いたします。こちらは、主に広域連合の運営等に関する経費でございまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億7,973万6千円とするものでございます。前年度と比較いたしますと、派遣職員給与等負担金の増などにより、1,357万円、3.7パーセントの増額となっております。

次に、議第7号、「後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。こちらは、主に県下、約30万人の被保険者に対する医療給付に係る経費でございまして、予算の約98.6パーセントが保険給付費となっております。令和8年度は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,414億2,241万5千円とするものでございます。前年度と比較いたしますと、98億5,218万4千円、2.97パーセントの増額となっております。これは、主に、被保険者数が前年度比で0.5パーセント増加する見込みであることと、一人当たり医療給付費が前年度比で3.43パーセント増加する見込みであることが、大きな要因でございます。

続きまして、議第8号、「熊本県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定」につきましましては、第4次広域計画の計画期間が令和7年度で満了するにあたり、所要の策定を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○大石浩文 議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、討論及び採決に入ります。

議第1号、「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議第2号、「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議第3号、「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して採決いたします。

以上3件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第1号ないし議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○大石浩文 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第1号ないし議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第4号、「令和7年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」、議第5号、「令和7年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を一括して採決いたします。

以上2件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第4号、議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○大石浩文 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第4号、議第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第6号、「令和8年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」、議第7号、「令和8年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を一括して採決いたします。

以上、2件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第6号、議第7号について、原案のとおり決定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○大石浩文 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第6号、議第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第8号、「熊本県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第8号について、原案のとおり決定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○大石浩文 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第8号は、原案のとおり可決されました。

○

日程第13 一般質問

○大石浩文 議長

次に、日程第13、「一般質問」を行います。

本件については、質問の通告はございませんでしたので、本件は終了いたします。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を本職に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石浩文 議長

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを本職に委任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これにて、令和8年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時35分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長      大石 浩文

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員      藤木 正幸

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員      西村 博則